

短 期 給 付

<参考>

退職後、再任用職員等として勤務する場合、勤務時間数により健康保険、年金及び福利厚生等の取扱が異なります。

	フルタイム再任用勤務	30時間以上(※)～	20時間未満/週 (ハーフタイム再任用勤務等)
健康保険	公立学校共済組合加入	協会けんぽ加入	国民健康保険 任意継続組合員 家族の被扶養者 等選択
年金	公立学校共済組合加入 老齢厚生年金等は、再任用期間中は全部又は一部が支給停止になります。 ※障害厚生(共済)年金については、再任用期間中でも一部を除き、支給されます。 再任用期間終了時(再退職時)に、退職改定の手続きを行います。	厚生年金加入 老齢厚生年金等は、給与所得により全部又は一部が支給停止になる場合があります。	被用者年金加入なし 老齢厚生年金等は支給されません。
	65歳未満の方が雇用保険の適用を受けて、失業給付を受給するために求職申込をすると、その翌月から受給終了月まで年金が調整され、職域部分を除いた額が支給停止になります。		
共済掛金(保険料)	引き続き給与から控除されます(短期・介護・厚生年金・退職等年金)	社会保険料が給与から控除されます(健康保険・介護・厚生年金)	加入する制度により異なります(厚生年金の負担はありません)
共済貸付	次の3種類が利用できます ①特別貸付け 臨時に資金を必要とするとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象となる療養にかかる支払資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費の支給対象となる出産にかかる支払資金が必要なとき	利用できません	任意継続組合員のみ、高額医療貸付け及び出産貸付けを利用できます。
人間ドック	現職と同様に利用できます	協会けんぽで実施している、生活習慣病予防健診(がん検診含む)を利用することができます	利用できません

(※)他の要件：①月額賃金が8.8万円(年収106万円)以上②1年以上の勤務期間が見込まれている③従業員が501人以上の企業  
①～③のすべての条件に該当する場合、20時間以上の勤務時間数で加入となりますが、該当するかどうかの判断は、再就職先の担当者へ確認してください。

## 組 合 員 証 等 の 返 還

退職後速やかに所属所を経て、共済組合が交付した組合員証等を返還してください。また、医療機関に退職のため医療保険が変更になったことを必ず申し出、退職後の診療には、現在の組合員証を使用しないでください。

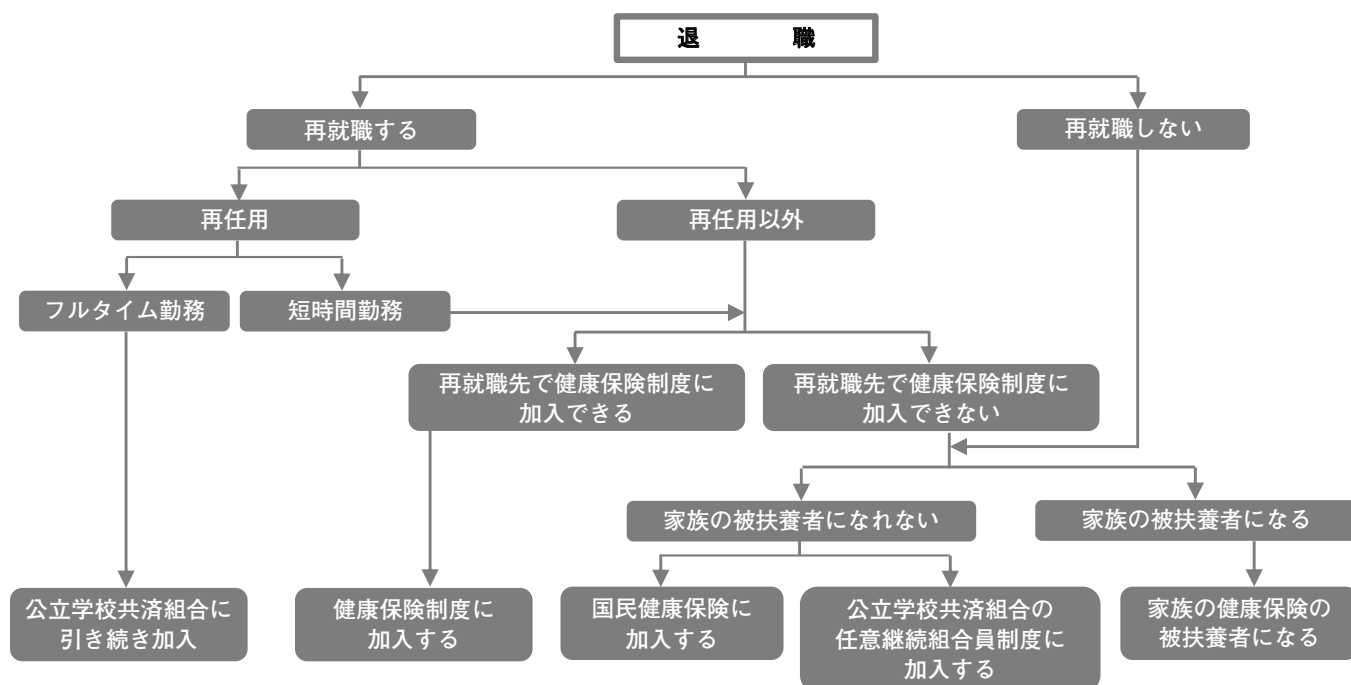
返還する組合員証等	
組合員	被扶養者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員証</li> <li>・ 特定疾病療養受療証</li> <li>・ 限度額適用認定証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被扶養者証</li> <li>・ 特定疾病療養受療証</li> <li>・ 限度額適用認定証</li> <li>・ 高齢受給者証(70歳以上に交付)</li> </ul>

なお、百十四銀行県庁支店の公立学校共済組合組合員専用口座（総合口座）は、退職後も給付金が発生することがありますので、原則として1年間は解約をしないでください。

## 退 職 後 の 医 療 保 険 制 度

皆さんが退職されますと、その翌日から組合員の資格が無くなり、在職中に使用していた組合員証等で医療給付を受けることはできなくなります。

そこで、「退職後の医療給付」を受けるためには、下図のいずれか一の医療保険制度に加入する必要があります。



## 再就職しない場合

選 択	こんなとき⇒こうする	
	こんなとき	こうする
任意継続に加入する	夫婦共に公立学校共済組合員で、夫婦共に同時に退職するとき	夫（妻）のみ任意継続に加入し、妻（夫）がその被扶養者になる手続きをします。 ★掛金は1人分のみ負担
国民健康保険に加入する	夫（妻）が既に国民健康保険に加入しているとき	退職1年目は、国民健康保険（国保）の保険料が任意継続に比べて高い場合が一般的ですが、同一世帯の家族が既に国保に加入しているときは、任意継続に加入するよりも保険料が安くなる場合があります。 ★国保に加入のときは「組合員資格喪失証明書」が必要
家族が加入する健康保険の被扶養者になる	夫（妻）が現職の公立学校共済組合員のとき	退職後、夫（妻）の被扶養者になる手続きを夫（妻）の所属所を経て行います。
	夫（妻）が公立学校共済組合の任意継続組合員のとき	退職後、夫（妻）の被扶養者になる手続きをします。
	夫（妻）が公立学校共済組合以外の健康保険加入者とき	被扶養者になるための収入要件が各健康保険によって異なります。夫（妻）が加入している健康保険に確認をしてください。 ★被扶養者になるときは「組合員資格喪失証明書」が必要

## 再就職する場合

区 分	雇用形態	健康保険
再任用	フルタイム再任用	公立学校共済組合に引き続き加入 ★現在使用の組合員証を引き続き使用
	ハーフタイム再任用	任意継続か国保を選択し、どちらかに加入します。 ★国保に加入のときは「組合員資格喪失証明書」が必要
再任用以外	フルタイム勤務	再就職先で健康保険制度に加入します。 ★手続きについては再就職先で確認
	短時間勤務	勤務時間により、健康保険制度に加入・非加入が決まります。 ★再就職先で確認が必要

### 1. 公立学校共済組合の任意継続組合員制度に加入する場合

#### (1) 制度のあらまし

任意継続組合員制度は、組合員が退職後、一定期間内に任意継続組合員となる旨の申出をし、所定の掛金を納めることにより、任意継続組合員証を持つことができる制度です。（最長2年間）

また、この制度に加入した方の退職時の被扶養者も、収入等その資格要件が変わらない限り、任意継続組合員被扶養者証を持つことができます。

## (2) 加入資格等

### ① 加入資格

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方

### ② 申し出及び掛金納入期限

退職した日から起算して20日以内

※平成29年度末退職の場合——平成30年4月19日（木）

### ③ 給付内容及び給付金の支払方法等

ア. 任意継続組合員証を交付します。被扶養者も資格要件が変わらない限り、そのまま、任意継続組合員の被扶養者になりますので、任意継続被扶養者証を交付します。

イ. 給付内容は、傷病手当金、出産手当金、休業手当金及び育児・介護休業手当金を除き、在職中と同じです。（傷病手当金については、P46・52参照）

ウ. 給付金は、在職中と同様に百十四銀行県庁支店の公立学校共済組合員専用通帳（総合口座）へ直接振込みます。

## (3) 申出手続

次の書類を退職時の所属所長を経由して共済組合香川支部に提出してください。

ア. 任意継続組合員申出書……………（P49の記入例参照）

イ. 任意継続掛金・介護任意継続掛金納付申出書……………（P50の記入例参照）

ウ. 預金口座振替申込書  
エ. 預金口座振替依頼書 } ……（複写式 P51の記入例参照）

## (4) 掛金の額等

任意継続組合員になったときは、任意継続掛金と介護任意継続掛金を納付することになります。

$$1 \text{ ヶ月につき } \begin{cases} \text{任意継続掛金} = \text{標準報酬月額} \times 86.20 / 1,000 \\ \text{介護任意継続掛金} = \text{標準報酬月額} \times 11.58 / 1,000 \end{cases}$$

ただし、介護保険法に定める第二号被保険者（原則として40歳以65歳未満）に該当しない方については、介護任意継続掛金を納付する必要はありません。

(注) 掛金率は、平成29年4月1日からのものです。

### ① 掛金の額

1ヵ月分の掛金の額は、次の方法により算定した額のいずれか低い額です。

ア. 組合員の退職時の標準報酬月額  $\times \frac{86.20 + 11.58}{1,000}$

イ. 公立学校共済組合員の平均標準報酬月額（※）  $\times \frac{86.20 + 11.58}{1,000}$ （※平成30年度は410,000円）

(注) 公立学校共済組合の任意継続掛金（介護任意継続掛金含む。）の年間払込総額の上限は、481,068円となります。（月払い12回するとき）

② 掛金の納入日等

掛金の徴収は、資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までになります。ただし、資格を取得した月と、資格を喪失した月が同一月の場合は徴収をします。

また、納入日は次のとおりです。

ア. 初回納入分———平成30年3月30日（金）

イ. アの翌月以降の各月分——前月の22日

③ 掛金の振込方法

次の希望する方法により、各人が所持している百十四銀行県庁支店の公立学校共済組合員専用通帳（総合口座）から自動的に引き落しします。

払込方法	引 落 日 等
1. 1年分を1回で前納する	平成30年3月30日（金）に翌年3月分まで引き落しする。一定の割引あり
2. 半年ごとに2回で前納する	平成30年3月30日（金）に同年9月分までを引き落とし、9月24日（月）に10月分から翌年3月分までを引き落しする。一定の割引あり
3. 毎月払いとする	平成30年3月30日（金）に4月分を引き落とし、4月以降は毎月22日（休日の場合は翌営業日）に引き落しする。

④ 掛金の前納制度

掛金は、一括前納することにより一定の割引を受けることができます。（下表参照）

なお、前納期間の経過前に再就職等の理由で任意継続組合員の資格を喪失したときは、請求により前納掛金のうち未経過期間に係るものは返還します。

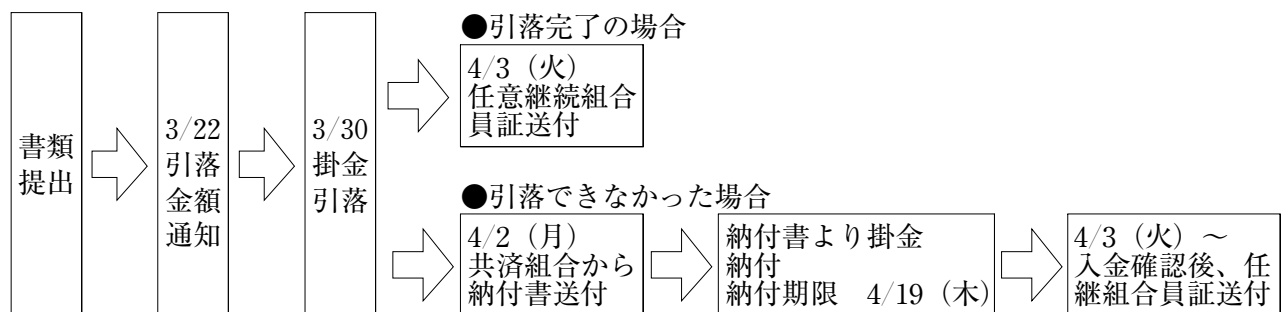
前納期間	掛金額（1ヵ月分）に乗ずる率
12ヵ月分	11.7485020
6ヵ月分	5.9318472

（注1）掛金率は、平成29年10月1日現在適用のもので、今後変更されることがあります。

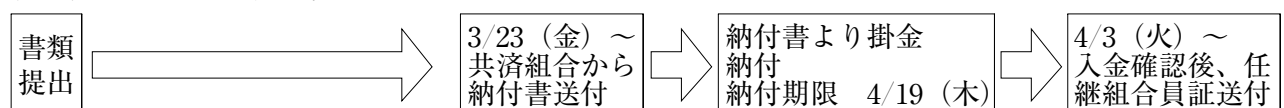
（注2）平成30年3月30日に掛金引き落としができなかった場合は、前納制度の割引を受けることができませんのでご注意ください。

手続きの流れ

●3/15までに書類提出の場合



●書類提出が3/16以降の場合



## (5) 資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、その翌日（④は、その日）から資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき。
- ② 死亡したとき。
- ③ 任意継続掛金及び介護任意継続掛金を期日まで納入しなかったとき。
- ④ 再就職して健康保険等に参加したとき。
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合香川支部に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

## (6) 資格喪失後の手続

- ① 任意継続組合員の資格を喪失したときは、速やかに「任意継続組合員資格喪失申出書」（この用紙は、共済組合香川支部にあります。）に任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証、特定疾病療養受領証等を含む。）を添えて共済組合香川支部に申し出てください。
- ② 任意継続組合員の資格を喪失した場合でも、出産費及び埋葬料の支給が受けられる場合があります。ただし、そのときは、附加給付は支給しません。（P52参照）
- ③ 資格喪失の際、療養の給付等を受けている方は、当該疾病に限り、資格喪失後6ヶ月の範囲内で共済組合から療養の給付を受けられる場合があります。（日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合）

## (7) 被扶養者の資格確認

在職中は、被扶養者認定に際し、対象となる方の収入状況を確認のうえ被扶養者として認定をし、年1回、被扶養者の収入状況を再度提示いただき、被扶養者としての要件を備えているかどうかの資格確認を行っています。

任意継続組合員になった方の退職時の被扶養者も、引き続き、任意継続組合員被扶養者となりますので、在職中と同様に被扶養者の資格確認（2月初旬予定）を行います。

## 2. 家族が加入している健康保険の被扶養者になる場合

### (1) 公立学校共済組合員（公立学校共済組合任意継続組合員を含む）の被扶養者になる

#### ア 現職の公立学校共済組合員の被扶養者になる場合

配偶者等が現職の公立学校共済組合員の場合、退職後の収入額が年額130万円（障害年金受給者又は60歳以上の年金受給者は180万円）未満であるとき、その組合員の被扶養者になることが可能です。

基礎年金の繰上請求をした場合、年金額が180万円を超えることがあり、そのときは、被扶養者にはなれませんのでご注意ください。

※ 収入は、被扶養者にしようとするときの恒常的な収入の状況により算定します。従って、1月から3月までの給与収入が130万円又は180万円以上あった場合でも、退職後収入がないときは、被扶養者になることができます。

#### ① 手続き

退職後、配偶者等の所属所を経て、「被扶養者認定申告書」を提出してください。退職辞令の

写し、続柄のわかる戸籍謄本等が必要になります。(扶養手当の有無等、条件により他の書類が必要になることがあります。)

## ② 提出期限

退職から1カ月以内

収入以外にも同居・別居の別等、個々の条件により被扶養者としての認定要件が変わってきます。詳しくは短期給付係にお問い合わせください。

### イ 夫婦が同時に退職する場合

公立学校共済組合員の夫婦が同時に退職するとき、一方が任意継続組合員制度に加入し、もう一方がその被扶養者になることが可能な場合があります。

双方の退職後の収入が関係しますので、短期給付係にお問い合わせください。

## (2) 公立学校共済組合以外の健康保険の被扶養者になる

被扶養者になるための収入等要件が各健康保険によって異なり、被扶養者になれないことがあります。

配偶者等家族が加入している健康保険にお問い合わせください。

※ 手続きには、公立学校共済組合が発行する「組合員資格喪失証明書」が必要です。(P46参照)

## 3. 国民健康保険に加入する場合

P53「国民健康保険制度」を参照してください。

### (1) 国民健康保険の保険料

国民健康保険の保険料は、加入者の所得、土地・家屋などの資産、世帯の加入者数に応じて算出される所得割、資産割、均等割額および世帯別平等割の合計額で計算されます。

所得割は、前年中の総所得金額が基になりますので、退職後すぐに加入する場合の保険料は、任意継続組合員制度に加入する場合の掛金額に比べて高くなる場合があります。ただし、配偶者等が既に国民健康保険に加入している場合には、任意継続組合員制度に加入する場合の掛金額に比べて安くなる場合があります。

### (2) 手続き

14日以内に居住地の市区町村役場に届出をします。

手続きには、公立学校共済組合が発行する「組合員資格喪失証明書」が必要です。(P46参照)

居住地の市区町村にお問い合わせください。

## 4. 就職先の健康保険に加入する場合

退職後、再就職をし、再就職先で被用者保険に加入する場合は、任意継続組合員制度には加入できません。

再就職先の健康保険事務担当者にお問い合わせください。



## 組 合 員 資 格 喪 失 証 明 書

次の場合は公立学校共済組合が発行する「組合員資格喪失証明書」が必要です。

- ア. 配偶者等、家族の健康保険の被扶養者になる場合
- イ. 国民健康保険に加入する場合
- ウ. 共済組合の被扶養者に認定されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）が組合員の退職に伴い国民年金第3号被保険者から第1号被保険者になる場合
- エ. 退職した日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職後6ヵ月以内に出産し、出産費の直接支払制度を利用し公立学校共済組合香川支部から出産費の支給を受ける場合（医療機関提出用）

※ エの場合はア～ウと証明内容が異なりますので、証明書交付の申し出をする際、出産費の直接支払制度を利用する旨を申し出てください。

## 退 職 後 の 傷 病 手 当 金

○在職中から受給されている方

下記の支給要件の2, 3を満たせば、残余期間について引き続き給付を受けられます。

（附加給付はありません。）

○退職時点で受給されていない方

下記の支給要件を全て満たせば、給付を受けられます。（附加給付はありません。）

支給要件

- 1 退職日直前、病休・休職等で引き続き4日以上勤務していないこと。
- 2 「療養のため労務に服することができない」旨の医師の証明があること。
- 3 組合員期間が1年以上あること。



下記のとおり承認する	事務長	事務次長	出納主任	係	決裁年月日	※発 生 年 月 日
					年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日

① 任意継続組合員申出書  
2 任意継続組合員資格喪失申出書

所属所受付年月日			
平成	年	月	日

旧所属所名	所属コード	加入の申し出をする場合	生年月日及び性別	昭和 平成	年	月	日	男 女	
			退 職 年 月 日	平成	年	月	日		
氏 名	組合員証番号		退職時の標準報酬月額	級					円
			組 合 員 期 間	年 月					
			備 考						

資格喪失の申し出	申し出の理由	/		
	加入する社会保険	保険者の名称	保険証の記号番号	資格取得年月日
				平成 年 月 日
退職年月日	平成 年 月 日			

- ①. 地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 第 1 項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。
2. 地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 第 5 項第 4 号の規定により、任意継続組合員の資格を喪失したので関係書類を添えて届け出ます。
3. 地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 第 5 項第 5 号の規定により、任意継続組合員でなくなることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合香川支部長殿

平成 年 月 日 電話番号 ( ) -

〒

住 所

申 出 者

氏 名



上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 年 月 日

職 名

所属所長

氏 名



1. 地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 第 1 項の規定による期限（退職の日から 20 日以内）を経過した後に任意継続組合員申出書を提出する場合は、「備考」欄に申出が遅滞した事由を記入してください。
2. 任意継続組合員資格喪失申出書を提出する場合には、所属所長の証明は不要です。
3. ※印欄は記入しないでください。



任意継続掛金・介護任意継続掛金納付申出書 (初年度用)

旧所属所名		旧所属コード			
フリガナ 氏名	男 女	組合員証番号	公立香		
生年月日	昭和 平成	年	月	日	退職時の年齢
退職年月日	平成	年	月	日	退職時の標準報酬月額
組合員期間	昭和 平成	年	月	～	平成
掛金の基礎給料	*①		任意継続掛金額 (月額)	*②	
	円		介護任意継続掛金額 (月額)	*③	
掛金の基礎給料	*① 次のうちいずれか低い額となります。				
	ア. 退職時の標準報酬月額				
イ. 退職した年の1月1日における公立学校共済組合員の平均標準報酬月額					
*②任意継続掛金額 (月額)	86.2/1000		*③介護任意継続掛金 (月額)	11.58/1000	
納付方法	1. 1年分を1回で前納する (4～3月分を3/30) 2. 半年ごとに2回で前納する (4～9月分を3/30・10～3月分を9/24) 3. 毎月払いとする (4月分を3/30・5月分以降は前月の22日)				
*今回の納付額	1. の場合 任意継続掛金 4～3月分 ( ) × 11.7485020		2. の場合 任意継続掛金 4～9月分 ( ) × 5.9318472		3. の場合 任意継続掛金 4月分 ( )
	介護任意継続掛金 4～3月分 ( ) × 11.7485020		介護任意継続掛金 10～3月分 ( ) × 5.9318472		介護任意継続掛金 4月分 ( )
上記のとおり納付することを申し出ます。					
平成 年 月 日		電話番号 ( - - )			
		郵便番号 〒			
		住所			
		氏名 (印)			

\* 印欄は記入しないでください。

切り取り線



# 記入例

下記のとおり承認する	事務長	事務次長	出納主任	係	決裁年月日	※発生年月日
					年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日

## ① 任意継続組合員申出書 2 任意継続組合員資格喪失申出書

所属所受付年月日
平成 30 年 3 月 3 1 日

旧所属所名	所属コード	加入の申し出をする場合	生年月日及び性別	昭和 平成 32 年 4 月 2 日	男 女	
〇〇小学校	6 0 1 0 1		退職年月日	平成 30 年 3 月 3 1 日		
氏名	組合員証番号		退職時の標準報酬月額	級		
公立太郎	1 2 3 4 5		組合員期間	38 年 0 月		
			備考			

資格喪失の申し出合	申し出の理由	保険者の名称	保険	退職時の標準報酬月額を記入
	加入する社会保険			
	退職年月日	平成 年 月 日		

- ①. 地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 第 1 項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。
2. 地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 第 5 項第 4 号の規定により、任意継続組合員の資格を喪失したので関係書類を添えて届け出ます。
3. 地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 第 5 項第 5 号の規定により、任意継続組合員でなくなることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合香川支部長殿

平成 30 年 3 月 3 1 日      電話番号 (087) 812 - 3456

〒760-0017

住所 高松市番町 1-1-1

申出者

氏名 公立太郎



上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 30 年 3 月 3 1 日

職名 ○ ○ 小学校長

所属所長


氏名 ○ ○ ○ ○



1. 地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 第 1 項の規定による期限（退職の日から 20 日以内）を経過した後に任意継続組合員申出書を提出する場合は、「備考」欄に申出が遅滞した事由を記入してください。
2. 任意継続組合員資格喪失申出書を提出する場合には、所属所長の証明は不要です。
3. ※印欄は記入しないでください。

# 記入例

## 任意継続掛金・介護任意継続掛金納付申出書 (初年度用)

旧所属所名	〇〇小学校	旧所属コード	6	0	1	0	1
フリガナ氏名	フリガナ 太郎	性別	男	組合員証番号	公立香 12345		
生年月日	昭和32年4月2日 平成	退職時の年齢	満 60 歳				
退職年月日	平成30年3月31日	退職時の標準報酬月額	* 級 円				
組合員期間	昭和平成 55年4月 ~ 平成30年3月31日 (38年0月)						
掛金の基礎給料	*①	任意継続掛金額 (月額)	*② 円				
	円	介護任意継続掛金額 (月額)	*③ 円				
掛金の基礎給料	*① 次のうちいずれか低い額となります。 ア. 退職時の標準報酬月額 イ. 退職した年の1月1日における公立学校共済組合員の平均標準報酬月額						
*②任意継続掛金額 (月額)	86.2/1000	*③介護任意継続掛金 (月額)	11.58/1000				
納付方法	①. 1年分を1回で前納する (4~3月分を3/30) ②. 半年ごとに2回で前納する (4~9月分を3/30・10~3月分を9/24) ③. 毎月払いとする (4月分を3/30・5月分以降は前月の22日)						
*今回の納付額	希望する番号を○で囲む 4~3月分 ( ) 円 × 11.7485020 介護任意継続掛金 4~3月分 ( ) 円 × 11.7485020	2. の場合 任意継続掛金 4~9月分 ( ) 円 × 5.9318472 介護任意継続掛金 10~3月分 ( ) 円 × 5.9318472	3. の場合 任意継続掛金 4月分 ( ) 円 介護任意継続掛金 4月分 ( ) 円				
上記のとおり納付することを申し出ます。 平成30年3月31日 電話番号 ( 087 - 812 - 3456 ) 郵便番号 〒 760-0017 住所 高松市番町1-1-1 氏名 公立 太郎 							

\* 印欄は記入しないでください。



# 記入例

## 預金口座振替申込書

百十四銀行で確認を受ける日の日付を記入してください。


公立学校共済組合香川支部 殿

平成 △年 △月 △日

団体名		公立学校共済組合香川支部	会費等の種類	任意継続掛金 介護任意継続掛金
契約者名	住所	香川県高松市天神前6-1 (教育委員会健康福利課内)		
	氏名	公立学校共済組合香川支部長		

私は、上記の任意継続掛金を口座振替の方法により支払いたいのので、請求書は百十四銀行へ送付ください。

### 1 口座振替預金者

住所	〒760-0017 高松市番町1丁目番1号 ☎ 087(812)3456						銀行届出印								
フリガナ	コトリツ タロウ														
氏名	公立 太郎														
振替口座	百十四銀行県庁支店			種目	口座番号										
	0	1	7	3	2	0	7	普通	1	0	1	2	3	4	5

- 2 振替開始 団体の指定する月より  
3 振替日 団体の指定する日

共済組合員専用通帳の口座番号を記入してください。

所属所名	所属コード
〇〇小学校	60101
組合員氏名	組合員証番号
公立太郎	12345

百十四銀行の確認印が必要です。  
百十四銀行であれば、どこの支店でも確認が受けられます。

銀行確認印

(共済組合保管)

## 退職（任意継続組合員の資格喪失）後の短期給付

種 類	給 付 要 件	給 付 額	提 出 書 類
出 産 費	1年以上組合員であった方が退職後（任意継続組合員は、その資格喪失後）6ヵ月以内に出産したとき。	注 40万4千円+ 1万6千円 ※産科医療補償制度加入医療機関で 出産した場合に加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出産費・同附加金請求書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関発行の明細書（写し）</li> <li>・直接支払制度利用に関する医療機関との合意文書（写し）</li> </ul> </li> <li>■ 出産費・同附加金差額請求書（直接支払制度を利用するとき）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関発行の明細書（写し）</li> <li>・直接支払制度利用に関する医療機関との合意文書（写し）</li> <li>・資格喪失証明書を医療機関へ提出</li> </ul> </li> </ul>
	※退職後に加入した健康保険組合等から出産費（出産育児一時金）が支給される場合は、どちらかのお出産費を選択して請求をしてください。両方に請求することはできません。		
出 産 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1年以上組合員であった方の出産日または出産予定日が、退職日から42日（多胎妊娠の場合は98日）以内であるとき</li> <li>● 1年以上組合員であった方が退職前に出産し、退職日が出産後56日以内のとき</li> </ul>	平均標準報酬月額 ×2/3×日数 （土・日曜日を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出産手当金請求書（月単位で請求）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産についての医師の証明書</li> <li>・出産の予定日に関する医師の意見書</li> </ul> </li> </ul>
	※出産日（出産予定日）以前42日（98日）から出産の日後56日までの期間給付。ただし、給料が減額されないときは支給しません。 ※支給期間内に他の被用者保険の被保険者の資格を取得したときは、その日以後の継続支給は行いません。		
傷 病 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1年以上組合員であった方が公務によらない傷病により勤務に服することができず、傷病手当金を受給していて退職したとき</li> <li>● 1年以上組合員であった方が在職中、給料が支給されているため傷病手当金の支給を受けないまま退職し、なお、引続き労務に服することができないとき</li> </ul>	平均標準報酬月額 ×2/3×日数 （土・日曜日を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 傷病手当金請求書（月単位で請求）</li> </ul>
	※給付期間は1年6ヵ月以内。ただし、年金との調整あり。 ※支給期間内に他の被用者保険の被保険者の資格を取得したときは、その日以後の継続支給は行いません。		
埋 葬 料	組合員が退職後（任意継続組合員は、その資格喪失後）3ヵ月以内に死亡したとき	5万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 埋葬料請求書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋葬許可証または火葬許可証（写し）</li> <li>・退職時に被扶養者でなかった方が請求するときは、埋葬に要した費用の領収書及び内訳書（原本）</li> </ul> </li> </ul>
	※組合員（任意継続組合員を含む。）であった方が死亡するまでの間に他の被用者保険の被保険者の資格を取得したときは、支給しません。		

(注)表中「1年以上組合員であった方」とは、退職日まで引き続き1年以上組合員であった方をいいます。

# 国民健康保険制度

## 1. 制度のあらまし

この制度は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う制度です。(国民健康保険法第2条関係)

## 2. 被保険者

共済組合や健康保険など公的医療保険制度の適用者や生活保護を受けている方などを除く全ての方が被保険者となります。

## 3. 加入の届出

世帯主が居住地の市区町村に届け出ることでなっています。

## 4. 窓口負担割合

	入 院	外 来
被保険者	保険診療の費用（入院時の食事に要する費用を除く。）の3割に相当する額及び入院時食事療養費標準負担額	保険診療の費用の3割に相当する額

(注) 6歳未満及び70歳以上の方を除く

## 5. 保険料(税)

保険料(税)は、その年に予測される医療費を基に各市区町村の実情に応じて決められます。また、その額は、原則として平等割、均等割、所得割及び資産割の各方法で算出されます。

## 6. 資格の喪失

共済組合健康保険など公的医療保険制度の適用を受けることとなったとき、死亡したとき又は生活保護を受けはじめたときは、資格を喪失します。

なお、これらの資格喪失に関する届出は世帯主が行います。

## 7. 国民健康保険の退職者医療制度

この制度は、定年退職等に伴う健保被保険者等OBの流入による国民健康保険の医療費負担増を是正する制度です。

### 1. 対象者

退職被保険者及びその被扶養者が対象となります。

### 2. 加入資格

- (1) 国民健康保険の被保険者であること。
- (2) 被用者年金各法による老齢又は退職を支給事由とする年金を受給できること。
- (3) 被用者年金の被保険者等であった期間が、原則として、20年以上又は40歳以後の被用者年金の被保険者期間が10年以上あること。

☆ 国民健康保険制度（国民健康保険の退職者医療制度を含む。）の詳細については、居住地の市区町村にお問い合わせください。

